

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 橋本篤弘
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

DECEMBER 2018
 VOL.605

12



「二人の聖夜」(あしかがフラワーパーク)

写真提供者：水戸市 水谷 啓一氏

●2018 12月号 CONTENTS●

年末・年始労働災害防止強化運動実施中……………2
 茨城県の最低賃金……………3
 職場におけるハラスメント対策について……………4
 安心して働くための「無期転換ルール」とは……………6
 労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しよう……………7
 「財形貯蓄」を導入して、福利厚生を充実させませんか?……………8
 高まるニーズに応えるために転職指針ができました!……………9
 庁舎移転のお知らせ……………10
 フルハーネス型墜落制止用器具特別教育のご案内……………11

化学物質管理者養成研修会……………12
 「事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修」開催のご案内……………12
 第一種衛生管理者免許試験受験準備講習会開催のご案内……………13
 「健康診断結果報告書」の提出はお済みですか?……………13
 茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ……………14
 12月は労働保険料滞納整理強化月間です……………15
 県内の労働災害発生状況速報……………15
 平成30年死亡災害発生状況……………15
 講習会のご案内……………16

年末・年始労働災害防止強化運動実施中

労使一体となって労働災害防止対策の推進をお願いします

年末年始は、急ぎの仕事や一斉清掃、設備の点検・整備、再稼働等いつもと違った作業が多くなります。このため、作業手順の遵守や非定常時作業時の安全確保の確認等に努めることが重要です。

- スローガン 『みんなで感謝の総点検 笑顔で迎える 年末年始』
- 実施期間 平成30年12月1日から平成31年1月31日まで
- 実施事項 1 建設現場に対して、集中的に監督指導を実施
2 労働災害防止団体等に運動の取組を要請

1 事業場の実施事項

- ①経営トップによる年末・年始の「災害発生ゼロ」に取り組む決意表明を行う。
- ②事業場の代表者等による職場内の安全衛生パトロールを実施する。
- ③リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進し、自主的な安全衛生管理活動の活性化を図る。
- ④KY(危険予知)活動、作業開始前ミーティング等を実施し、職場の整理・整頓・清掃・清潔(4S活動)を積極的に推進する。
- ⑤ストレスチェック結果等を活用したメンタルヘルス対策・過重労働対策を実施する。
- ⑥交通労働災害防止対策を推進する。
- ⑦各種作業主任者、就業制限業務等における資格を確認し、選任や配置状況に応じた資格者の充足を行う。
また、選任された作業主任者に職務を励行させる。

2 主な業種の労働災害防止対策

(1) 製造業対策

製造業では、はさまれ・巻き込まれ災害、転倒災害、切れ・こすれ災害が多く発生しています。

- ①機械設備の回転部分等に安全カバーを取り付けましょう。
- ②機械設備の点検・清掃を行うときは、必ず機械を停止させましょう。また、機械設備に非常停止装置が取り付けられていることを確認しましょう。
- ③転倒災害を防止するため、作業面や通路の凹凸を補修しましょう。食品工場等水を扱う職場は、滑り止めの作業靴を使いましょう。

(2) 建設業対策

建設業では、墜落・転落災害が多く発生しています。手すり等の未設置等墜落防止対策の不備が原因です。

- ①労働安全衛生規則で定められた構造の足場を設置しましょう。足場の設置が困難な場合は、親綱を張り、安全帯を使用しましょう。また、ヘルメット(保護帽)を着用しましょう。
- ②フルハーネス型墜落制止用器具(安全帯)着用の義務化を見据えた用具を確認しましょう。
- ③はしごを使用するときは、転倒しないように固定しましょう。
- ④建設機械との接触を防止するため、立ち入り禁止措置又は誘導員を配置しましょう。
- ⑤土砂崩壊を防止するため、土止め支保工を設置しましょう。

(3) 道路貨物運送業対策

道路貨物運送業では、荷卸し作業やシートの掛け外し作業等でトラック等からの墜落災害が多く発生しています。これらの災害を防止するためには、運送事業者の努力だけでは難しく、荷主の方の御理解と御協力が必要です。

- ①荷台への昇降のときは、はしごや作業台を使用しましょう。
- ②積み込み場所等には、墜落防止のための親綱や簡易足場の設置を進めましょう。
- ③ヘルメット(保護帽)を着用しましょう。

(4) 第三次産業対策

小売業、社会福祉施設、飲食店では、転倒災害、無理な動作による腰痛が多く発生しています。

- ①安全推進者を選任し、労働災害防止対策に取り組みましょう。
- ②転倒災害を防止するため、作業面や通路の凹凸を補修しましょう。
- ③4S(整理、整頓、清掃、清潔)活動を推進し、作業に必要なスペースや安全な通路を確保しましょう。
- ④正しい荷物の持ち方等腰痛防止教育の実施や腰痛防止体操を実践しましょう。

茨城県の最低賃金

I 地域別最低賃金

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生 年月日	適用範囲
茨城県最低賃金	822	平成30. 10.1	茨城県内の事業所で働くすべての労働者とその使用者

II 特定(産業別)最低賃金 (件名及び適用範囲は、日本標準産業分類によります)

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生 年月日	適用範囲
鉄鋼業	916	平成30. 12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で鉄鋼業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による製品の洗浄又は包装の業務
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	880	平成30. 12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1)はん用機械器具製造業 (2)生産用機械器具製造業(建設機械・鋁山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く。)、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (3)業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (4)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)まで掲げる産業に分類されるものに限る。) 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくは、り取りの業務 ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具・医療用機械器具・医療用品・光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	877	平成30. 12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1)計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(測量機械器具製造業を除く。) (2)医療用機械器具・医療用品製造業 (3)光学機械器具・レンズ製造業 (4)電子部品・デバイス・電子回路製造業(音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (5)電気機械器具製造業(電球製造業、一次電池(乾電池、湿電池)製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (6)情報通信機械器具製造業(ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (7)時計・同部分品製造業 (8)(1)、(2)、(3)又は(7)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (9)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(7)まで掲げる産業に分類されるものに限る。) 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくは、り取りの業務 ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
各種商品小売業	849	平成30. 12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で各種商品小売業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。)を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者

III 注意

- 最低賃金額未満で労働者を使用した場合、最低賃金法違反となりますのでご注意ください。
- 地域別最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなど、雇用形態や呼称に関係なくすべての労働者と、その使用者に適用されます。
- 派遣労働者については、派遣先の事業所に適用されている最低賃金額が適用されます。
- 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。
 - ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 - ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
 - ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
 - ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
 - ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 月給制の場合は、右の計算式によって比較します。 月給額 × 12か月 ÷ 年間総労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)
- 日給制の場合は、右の計算式によって比較します。 日給額 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)

この記事に関するお問い合わせは、茨城労働局労働基準部賃金室(029-224-6216)又は最寄りの労働基準監督署までお願いします。

職場におけるハラスメント対策について

茨城労働局雇用環境・均等室

職場でのハラスメントが起こった場合、従業員の働く意欲の低下や、心身の不調、あるいは能力発揮の阻害、ひいては職場環境の悪化など、大きな問題を引き起こします。

働く人が、ハラスメントのない職場でイキイキと働くことができるよう、特に「セクシュアルハラスメント」と「妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント」について法律は、事業主に防止対策を講じるよう義務付けています。自らが行為者にならないことはもちろん、職場全体でハラスメント行為を発生させない環境づくりに努めましょう。

セクシュアルハラスメントとは (男女雇用機会均等法(以下「均等法」)第11条)

「職場」において行われる「労働者」の意に反する「性的な言動」に対する労働者の対応により、その労働者が労働条件について不利益を受けたり、「性的な言動」により就業環境が害されることです。

妊娠・出産、育児休業、介護休業等ハラスメントとは (均等法第11条の2/育児・介護休業法第25条)

「職場」において行われる上司・同僚からの言動(妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動)により、妊娠・出産した「女性労働者」や育児休業等を申出・取得した「男女労働者」等の就業環境が害されることです。

<解説>

「職場」とは …通常就業している場所以外でも、出張先や参加が強制されている宴会なども含みます。

「労働者」とは …正社員だけではなく、パートタイム労働者、契約社員、派遣労働者等を含みます(派遣労働者については、派遣元、派遣先ともに妊娠・出産等に関するハラスメントやセクシュアルハラスメントの防止措置を講じる必要があります)。

これってハラスメント? - 職場でこんなことはありませんか? -

- ◆上司に妊娠を報告したら、「いつでも辞めていいよ」と言われた。
 - ▶妊娠したことを理由として、解雇など不利益取扱いを示唆する言動は、妊娠・出産等に関するハラスメントに該当します。
- ◆2人目を妊娠中の女性労働者に対し、同僚の女性たちが「また育休とるの? 図々しい」とたびたび嫌みを言う。
 - ▶同僚が繰り返し、継続的に育児休業の取得を阻害するような発言をすることは、妊娠・出産等に関するハラスメントに該当します。
- ◆育児のための短時間勤務をしている労働者に、上司が「短時間勤務の人に大した仕事はさせられない」と雑務ばかりさせ、仕事への意欲が低下している。
 - ▶上司が短時間勤務を利用している労働者に対し、継続的に嫌がらせをすることは妊娠・出産等に関するハラスメントに該当します。
- ◆男性上司が、「若い女の子に入れてもらったお茶はおいしいな」と言う。
 - ▶上司の性別役割分担意識に基づく言動と考えられます。言われた女性労働者や周囲の人たちが不快と感じればセクシュアルハラスメントに該当する可能性もあります。
- ◆独身男性に対して、男性の同僚が「どうして結婚しないの?」としつこく聞く。
 - ▶職場におけるセクシュアルハラスメントは、同性に対するものも含まれます。性的な冗談やからかいなどで就業環境が害されることは、セクシュアルハラスメントに該当します。

職場におけるハラスメント防止措置

事業主が講ずべき措置	
1	事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
2	相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
3	職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な内容
4	(妊娠・出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメントの場合のみ) 職場における妊娠・出産等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置
5	上記に併せて、プライバシー保護、不利益取り扱いを行わないことなど

<ポイント>

ハラスメントの問題は、加害者と被害者の個人間の問題ではありません。

会社にはハラスメントが起こらない職場作り、ハラスメントが起きた場合の適切な対応が義務付けられていますので、ハラスメントにあった人はもちろん、第三者の立場でも、会社が事実確認等の協力を求めた場合は、問題の解決のために協力することが必要です。

ハラスメントを発生させない職場づくり

職場における妊娠・出産等に関するハラスメントやセクシュアルハラスメントを未然に防止するための職場づくりに取り組みましょう。

- 妊娠・出産等についての知識や制度について理解しましょう。
- 妊娠した従業員や育児休業等の制度を利用する従業員は、周囲との円滑なコミュニケーションを心掛け、自身の体調等に応じて適切に業務を遂行していくという意識を持ちましょう。
- 妊娠中・育児中の制度を利用しながら働いている従業員に対しては、業務の状況とともに、周囲とのコミュニケーションに関しても目配りするようにしましょう。
- 特定の人に向けた言動でなくても、妊娠・出産や育児休業・介護休業制度の利用について否定的な発言をすることは、ハラスメントの発生の原因や背景になり得ますので、注意しましょう。
- 「子どもが小さいうちは家にいた方がいいのではないか」など、自分の価値観を押し付けないようにしましょう。
- 自分の行為がハラスメントになっていないか注意しましょう。
- 周囲のメンバーに隠れたハラスメント行為がないかについても注意しましょう。

◆ 職場におけるハラスメント対策に関する情報の入手先 ◆

厚生労働省ホームページ (「職場でのハラスメントでお悩み」で検索)

職場でのハラスメント(セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント)について、総合的な情報が掲載されています。

事業主の方向け 職場におけるハラスメント対策マニュアルや社内研修資料が掲載されています。

労働者の方向け ハラスメントの被害にあった時の対処方法、相談窓口などが掲載されています。

あかるい職場応援団 (パワーハラスメント対策の総合情報サイト)

パワーハラスメントに関する総合情報サイトです。セミナー案内や資料のダウンロードができます。

詳しくは、茨城労働局雇用環境・均等室(TEL 029-277-8295)までお問い合わせください。

安心して働くための「無期転換ルール」とは

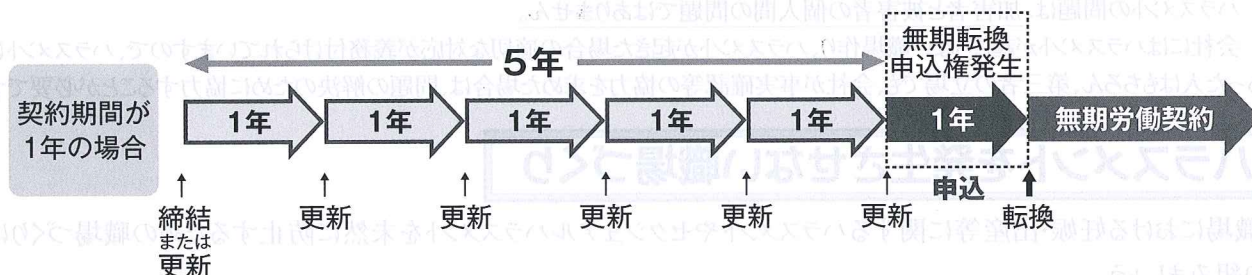
～ 本年4月から無期労働契約への転換申込が本格化! ～

有期労働契約の乱用的な利用を抑制し、労働者の雇用の安定を図るため、平成24年8月の労働契約法改正により、いわゆる「無期転換ルール」が定められました。

1. 無期転換ルールとは?

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えた場合に、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します。



- *1) 無期転換の申込みは、上記の契約期間内のみだけでなく、要件を満たす限り、以後の有期労働契約の初日から末日までの間のいつでも申込みを行うことが可能です。
- *2) 無期転換ルールを避けることを目的として、申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。
また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もあります。

2. 対象となる労働者

雇用されている労働者のうち、原則として契約期間の定めがある有期労働契約が5年を超える全ての方が対象です。「契約社員」「パート」「アルバイト」などの名称は問いません。

● 無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします!

無期転換の申込みは口頭でも法律上は有効ですが、のちのちのトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めしています。

有期契約労働者の方が申出の際に利用する「無期労働契約転換申込書」(例)と、申込書を事業所が受理した際に有期契約労働者に交付する「無期労働契約転換申込み受理通知書」(例)は「無期転換ポータルサイト」(<http://muki.mhlw.go.jp/>)でご紹介しています。

● ご相談にあたっては、「無期転換ルール緊急相談ダイヤル」もご利用ください。

ナビダイヤル 0570-069276

受付時間 月～金(祝祭日を除く) 8:30～17:15

* 上記ダイヤルは、発信地域から最寄りの労働局へ繋がります。

労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けております。

<問い合わせ先>

茨城労働局雇用環境・均等室(相談・指導部門) TEL 029-277-8295 まで

労使一体となって計画的に 年次有給休暇を取得しよう



●今般、労働基準法が改正され、年次有給休暇の時季指定義務が創設されました。年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」(以下「計画的付与制度」という。)とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

今般、労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、年10日以上、年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日間、時季を指定して年次有給休暇を与えることが必要となりました。ただし、計画的付与制度などにより、労働者がすでに取得した年次有給休暇の日数分は、時季指定の必要がなくなります。

計画的付与制度を導入することは、年次有給休暇の取得を推進するとともに、労働基準法を遵守する観点からも重要となります。

1) 導入例

例えば、2018年の年末と2019年の年始に導入すると?

年次有給休暇を土日、祝日と組み合わせて、連続休暇に。

土日、祝日に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせて大型連休にすることができます。また、 点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせること(プラスワン休暇)も可能です。

2018年12月+2019年1月

日	月	火	水	木	金	土
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19

2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用

注) 就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位での取得が可能となります。

(労使協定で定める事項)

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

注) 就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

【お問い合わせ先】茨城労働局雇用環境・均等室(Tel: 029-277-8294)

～ 中小企業事業主の皆さまへ～

「財形貯蓄」を導入して、福利厚生を充実させませんか？

導入手続きは簡単！ 最寄りの金融機関にご相談ください。

中小企業で財形貯蓄を導入した場合、メリットがあります！

あなたの会社の魅力が、格段にアップします

多くの企業が実施している財形貯蓄制度ですが、中小企業単独では全体の1/4のみ。

福利厚生の充実は、就職時の企業選択の大きなポイントになっています。

福利厚生制度を1つでも多く導入することは、企業の魅力アップにつながります

定着率アップや、よりよい人材確保につながります。

財形貯蓄は、毎月コツコツと貯金ができるため、従業員に喜ばれる制度です。財形貯蓄習慣を得ることで人生設計が可能となり、安心感や意欲の向上にもつながります。福利厚生の充実が定着率のアップにつながった、という企業もあります。

財形貯蓄とは

財形貯蓄(※1)は従業員の財産づくりを事業主と国が支援する制度です。毎月、事業主が、従業員の給与から一定額を天引きして金融機関に払い込むことで、従業員の財産形成を確実に行うことができます。また、老後資金や住宅取得を目的とした貯蓄の場合、その利子が非課税となる**税制上の優遇措置**も行われています。

この制度を導入するに当たっては、労働組合等との「天引預入協定」や、社内規定の整備、金融機関との手続きなどの事務が必要となります。

また、制度導入を機に、事業主が利子分を上乗せして従業員の財形口座に払い込んだり、従業員のための住宅ローン制度(※2)を導入することも可能ですので、従業員のモチベーションの向上にもつながるでしょう。**1人でも従業員を雇用していれば導入は可能です。**

※1 財形貯蓄は、昭和46年に制定された勤労者財産形成促進法に基づいて行われています。

使い道を限定しない一般財形貯蓄のほか、利子等が非課税となる財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄があります。

※2 財形貯蓄利用者が利用できる公的住宅ローン【財形持家融資】です。

～ 福利厚生制度の充実のためにも、財形貯蓄の導入を検討してみたいはいかがですか？～

厚生労働省所管の勤労者財形貯蓄制度を案内するウェブサイトです。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成事業本部

財形制度について | 貯蓄・融資のご案内 | 個人の方へ | 法人・事業主の方へ | 手続き・導入について

社員思いの会社になる。

財形は社員のしあわせを会社がサポートする制度です

法人・事業主の方へ

- 法人・事業主の方トップ
- 財形制度導入の概要

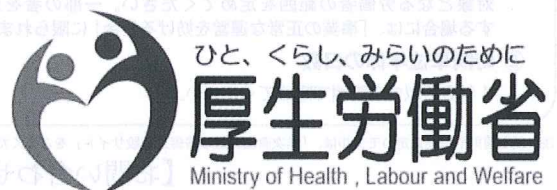
ご意見・ご質問をお待ちしております

お電話でのお相談
☎03-6731-2935
受付時間
平日 9:00～17:15

資料請求・ダウンロード
ご意見・ご質問

詳しくは独立行政法人 勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成事業本部のサイトをご覧ください。財形制度についての概要やメリットなどのほか、各種お知らせを掲載しています。
<http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/zaikei.php>

財形制度



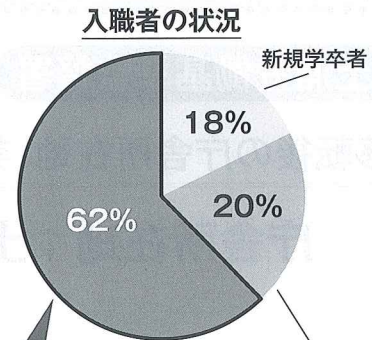
高まるニーズに応えるために転職指針ができました!

～年齢にかかわらず転職・再就職者の受入れ促進のための指針～

年齢にかかわらず、必要な人材の確保を!!

- 近年の調査では、新たに仕事に就く方のうち、転職・再就職者の比率が6割強と なっています。転職・再就職に対するニーズは、今後も高まっていくと考えられます。
- 事業承継や企業価値向上の担い手となる中核人材を確保するため、また、 産業・事業構造が劇的に変化する中で必要な専門性等を持つ人材を速やかに 確保するために、中途採用は重要です。
- 採用にあたっては、職務経験で培われた、業種・職種にかかわらず共通して 発揮される職務遂行能力に着目することにより、多様な経験や職業能力を もった人材の確保が可能となります。
- 実際に、一度でも中高年齢者を中途採用した経験がある企業は、中高年齢者の 中途採用に積極的になる傾向が見られます。
- 生産性向上にもつながる必要な人材の確保に向けて、**年齢にかかわらず** **転職・再就職者の積極的な受入れを、ご検討ください。**

入職者の6割以上が転職者



転職入職者 62%
※入職前1年以内に就業経験がある者

新規学卒者以外
※入職前1年以内に就業経験がない者のうち、新規学卒者でない者

(備考)厚生労働省「雇用動向調査」(2016年)より作成。

転職指針のポイント(企業の取組)

転職・再就職者の受入れ促進のため、企業に望まれる基本事項は、主に「募集・採用」「入社後の活躍支援」「専門性等をもつ従業員の活躍推進」の3つに関する取組です。

※指針の詳細は厚生労働省HPに掲載しております。URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000200616.html>

中途採用の好事例!

課題：求めるような人材の応募がない...

求人に対して応募はあるが、自社が求めるスキルを持つ応募者がおらず、採用に結びつかない。
中途採用市場には求める人材がないのでは...

解決策 能力を適正に評価しましょう。

好事例：元の業種にかかわらず募集・採用

背景

【機械製造企業】のケース

対策

製造ラインのスタッフを採用したいが、他業種の求職者からはハードルが高いと敬遠されることが多く、スタッフの確保に苦心していた。

結果

まず、製造ラインの中で製造業の経験がなくても就業可能なポストを整理・検討。製造業での経験の有無を問わないことを強調した募集を行うとともに、専門性以外の職務遂行能力を評価し採用を行った。



その結果、製造ラインのスタッフが確保できただけでなく、多様な経験を持つ人材を確保できた。

※ご不明な点がございましたら、最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)までお問い合わせください。

庁舎移転のお知らせ

土浦労働基準監督署・ハローワーク土浦

土浦労働基準監督署 **ハローワーク土浦** の庁舎が移転します。

移転後の庁舎所在地、業務開始日は次のとおりです。

庁舎所在地：土浦市中央1838 土浦労働総合庁舎
1・2階 ハローワーク 4階 労働基準監督署

業務開始日：平成31年1月15日(火) 予定

○電話・FAX番号に変更はありません。

土浦労働基準監督署

電話番号：029-821-5127

FAX番号：029-821-5128

ハローワーク土浦

電話番号：029-822-5124

FAX番号：029-822-5294

※土浦わかものハローワーク、つくば市ふるさとハローワークは、所在地・電話番号ともに変更はありません。



フルハーネス型墜落制止用器具 特別教育のご案内

(一社)茨城労働基準協会連合会

高所作業の現場において、長年、安全带(セーフティベルト)と呼ばれてきた保護具の呼称が「墜落制止用保護具」と改められ、平成31年2月1日より高所作業で使用する墜落制止用の保護具はフルハーネス型を原則とするとともに、U字つり型は墜落制止用保護具とはみなさないこととなりました。

加えて、高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいては、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行なう作業(ロープ高所作業は除く)に就く者には特別教育の受講が義務付けられることとなりました。

当連合会では、下記のとおりフルハーネス型墜落制止用器具に関する特別教育を開催します。

なお、足場の組立て等特別教育修了による免除申込者(ロープ高所作業特別教育含む)について、受講料に違いはありますが6時間の講習を受けていただきます。

1. 講習会名：フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

2. 開催日時：平成31年1月31日(木)

2月12日(火)

2月25日(月)

3月26日(火)

3. 会場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
(水戸市渋井町263-1 国道51号谷田町交差点北側、駐車場有り)

4. 受講料：8,000円(税込)

なお、足場の組立て等特別教育修了(ロープ高所作業特別教育含む)による申込者は7,000円(税込)です。

テキスト代：972円(中央労働災害防止協会発行)

5. 定員：45名(定員になり次第締め切らせて頂きます)

6. カリキュラム：開始時刻 8時50分 終了時刻 16時30分

時間	内容
9:00~10:00	作業に関する知識
10:10~12:10	墜落制止用器具(フルハーネス型)に関する知識
13:00~14:00	労働災害の防止に関する知識
14:10~14:40	関係法令
14:50~16:20	墜落制止用器具(フルハーネス型)の使用方法等(実技)
16:20~	修了証交付

7. 受講申込み手続き：受講申込書に必要事項をご記入の上、受講日の7日前(申込期限日)までにお申込み下さい。受講料の振込みについて、申込日から7日以内までに常陽銀行本店営業部〈普通預金No. 870031〉、口座名義人(一社)茨城労働基準協会連合会にお振込み下さい。申込日後の取り消しについては、原則として受講料はお返しできませんのでご了承ください。

ライン課長・主任・職長のための化学物質管理・リスクアセスメント実務講習案内

化学物質管理者養成研修会

第一線で化学物質を管理する化学物質管理者(ライン課長・主任・職長等)又は準ずる方を対象に化学物質の基礎知識や化学物質のリスクアセスメント、関係法令等を学ぶための講習を下記日時に開催します。

1. 講習日時：平成31年2月25日(月) 開始時刻 午前8時50分 終了時刻 午後4時15分頃
2. 講習会場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
(水戸市渋井町堺橋263の1 国道51号谷田町交差点北側 駐車場有り)
3. 定員：50名
4. 受講料等：1名につき 9,960円 【受講料7,800円(税込)、テキスト代2,160円(税込)】
5. 研修内容：講師 小川 悟氏
 - ①化学物質管理の基礎知識(化学物質の法規制・GHS、ラベル、SDS等)
 - ②具体的な化学物質管理の基礎知識I(化学物質の危険性、安全管理等)
 - ③具体的な化学物質管理の基礎知識II(健康障害、作業環境測定、作業環境改善、保護具等)
 - ④化学物質のリスクアセスメントの概要、指針の概要等
 - ⑤化学物質のリスクアセスメント演習
6. 申込先：(一社)茨城労働基準協会連合会 TEL 029-225-8881
〒310-0801 水戸市桜川2丁目2の35 茨城県産業会館14階

「事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修」開催のご案内

メンタルヘルス推進担当者として活動される下記の方々を対象に、標記研修を開催します。

1. 対象者：事業場でメンタルヘルス推進担当者として活動される方、人事労務管理スタッフ、
ストレスチェック制度の実務担当者、衛生管理者、保健師・看護師等の産業保健スタッフ等
2. 開催日程：平成31年2月5日(火)～6日(水) (2日間)
3. 会場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター (水戸市渋井町堺橋263-1)
4. 内容：カリキュラム ※厚生労働省が公表しているカリキュラムに準じています。講師の都合によりカリキュラムが変更となる場合があります。

	9:00 30		10:00 50		11:00 50		12:00		13:00		14:00 10		15:00 10 20		16:00		17:00	
第 一 日 目	受 付	開 講 式	(講義) 事業場におけ るメンタル ヘルスケア	休 憩	(講義) ストレス及び メンタルヘル スケアに関す る基礎知識	昼 休	食 憩	(講義) 心身医学・精神 医学の基礎	休 憩	(講義) 働く人のうつ 病と自殺予防 への対応	休 憩	(講義・実習) メンタルヘルス教育 の進め方						
第 二 日 目	(講義) 職場環境等の 把握と改善の 方法		休 憩	(講義) 企業のリスクマネジ メントとコンプライ アンス、個人情報の 保護への配慮	昼 休	食 憩	(講義) 職場復帰におけ る支援の進め方	休 憩	(講義) 関係者との連 携及び情報提 供の進め方	休 憩	(研究討議) 取組み状況の把 握と情報交流	閉 講 式						
	9:00 30		10:00 30 40		11:00		12:00		13:00		14:00 10		15:00 10 20		16:00		17:00 50	

5. 定員：50名(申込み先着順)
6. 問合せ先：中央労働災害防止協会 健康快適推進部 (TEL 03-3452-2517)
(一社)茨城労働基準協会連合会 (TEL 029-225-8881)
7. 申込み先：(一社)茨城労働基準協会連合会へご連絡ください。申込書をお送りいたします。
(なお、申込書は当連合会のホームページからもダウンロードできます)

第一種衛生管理者免許試験受験準備講習会開催のご案内

当連合会では、9月実施の出張特別試験にあわせ上期(6~7月)に受験対策講習会を実施しておりますが、今般、受験者の便宜上の観点から下期にも「第一種衛生管理者試験」の受験対策講習会を下記により開催することといたしました。

講習内容は、受験対策中心に解説し、合格率の向上を目的とした講習会としております。

受験者の方々は積極的に参加されますようご案内申し上げます。

1. 日 時 平成31年2月7日(木)・8日(金)・9日(土) 各日9時~17時まで
2. 会 場 (一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
水戸市渋井町堺橋263-1(TEL 029-221-6880)
3. 受 講 料 1名につき 15,420円(税込)
テキスト代 6,696円(3冊1組・税込)
※テキスト送料:送付先が茨城県内で6組以下の場合は580円、それ以外はお問合せ下さい。
4. 申込受付期間 平成30年12月3日(月)~平成31年2月1日(金)
先着順にて受け付け、定員に達し次第締め切りといたします。
5. 問合せ・申込先 (一社)茨城労働基準協会連合会
水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14階 TEL 029-225-8881

「健康診断結果報告書」の提出はお済みですか?

茨城労働局労働基準部健康安全課

1. 定期健康診断の実施と結果報告

- (1) 常時使用する労働者については、業種や労働者数にかかわらず、原則として1年以内ごとに1回(深夜業等の特定業務従事者は6月以内ごとに1回)医師による健康診断を実施する必要があります。
- (2) 常時50人以上の労働者を使用する事業場では、健康診断の実施結果を所定の様式により、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

2. 特殊健康診断の実施と結果報告

以下の業務に常時従事する労働者については、原則として6月以内ごとに1回(一部の業務は、1年以内ごとに1回)、業務に応じた特殊健康診断を実施する必要があります。

また、特殊健康診断を実施した場合には、業種や労働者数にかかわらず、特殊健康診断の実施結果を所定の様式により、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

- ①シンナー等の有機溶剤を取り扱う業務
- ②はんだ付け等の鉛業務

- ③特定化学物質を取り扱う業務
- ④潜水等の高気圧業務
- ⑤電離放射線業務
- ⑥除染等業務
- ⑦石綿を取り扱う業務
- ⑧四アルキル鉛を取り扱う業務
- ⑨騒音、VDT作業等の行政通達で示された業務

3. じん肺健康管理実施状況報告

粉じん作業を行っている事業場は、毎年12月末日現在におけるじん肺の健康管理実施状況を翌年2月末日までに、所定の様式により所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

なお、この報告は、じん肺健康診断を実施していない年でも提出する必要があります。

各健康診断結果報告書の様式は、茨城労働局健康安全課・各労働基準監督署で配布している他、厚生労働省・茨城労働局のホームページからダウンロードすることができます。

茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

障害者雇用安定助成金（障害・疾病治療と仕事の両立支援コース） 【厚生労働省】

①環境整備助成

労働者の障害や疾病治療と仕事を両立させるための柔軟な勤務制度や休暇制度（※1）を導入し、かつ、両立支援に関する専門人材（企業在籍型職場適用援助者（※2）又は両立支援コーディネーター（※3））を社内
に配置した事業主に対する助成

企業在籍型職場適応援助者を配置した場合 30万円

両立支援コーディネーターを配置した場合 20万円

②制度活用助成

反復・継続して治療を行う必要がある疾病を負った労働者のために、両立支援コーディネーターを活用して社内制度を運用し、就業上の措置を行った事業主に対する助成

対象労働者が有期契約の場合 20万円

対象労働者の雇用期間に定めのない場合 20万円

（※1）時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病欠休暇、フレックスタイム制度、時差出勤制度、在宅勤務（テレワーク）、試出勤制度など
（※2）（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構と厚生労働大臣が指定する民間の要請研修機関において「企業在籍型職場適用援助者養成研修」を修了したもの

（※3）（独）労働者健康安全機構において実施する「両立支援コーディネーター基礎研修」を修了したもの

【助成金の支給はそれぞれについて1回限りです】

問い合わせ先：茨城労働局職業安定部職業対策課 TEL 029-224-6219

産業保健セミナーの予定（12月、1月開催分）

当センターでは、産業保健に係る全ての方を対象に、専門的かつ実践的能力の向上を目的として、産業保健セミナーを開催しています。受講料は無料です。セミナーの概要等詳細についてはホームページをご覧ください。

日程	セミナーテーマ	講師	開催場所	対象
12月8日(土) 14:00-16:00	被ばく事故対応と被ばく医療 【日医認定申請中】	立崎英夫先生 (国立研究開発法人量子科学技術研究開発 機構放射線医学総合研究所被ばく医療セン ター センター長)	中央ビル 6階会議室	産業医、産業看護職、 衛生管理者、人事労務 担当者、事業主等
12月11日(火) 18:30-20:30	特殊環境の産業医学 ～火星出張から学ぶ健康管理～ 【日医認定申請中】	村井正先生 (産業保健相談員、国立研究開発法人 日本 原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学 研究所 産業医)	ワークヒル 土浦 会議室	産業医、産業看護職、 衛生管理者、人事労務 担当者、事業主等
12月12日(水) 18:30-20:30	石綿関連疾患診断技術研修(基礎) 【日医認定申請中】	三浦傳太郎先生 (横須賀市立うわまち病院顧問医師)	水戸FF センタービル 11階会議室	産業医、産業看護職、 衛生管理者等
12月19日(水) 14:00-16:00	脳・心臓疾患及び精神障害に関する 職業性疾病の業務上外の認定について 【日医認定申請中】	石川和司先生、生天目和春先生 (茨城労働局労働基準部労災補償課 労災 補償監察官)	水戸FF センタービル 11階会議室	産業医、産業看護職、 人事労務担当者、衛生 管理者、事業主等
1月7日(月) 14:00-16:00	産業医が知っておくべき法知識 ～高次脳機能障害と発達障害の 事例を素材として～ 【日医認定申請中】	三柴丈典先生 (近畿大学法学部 教授)	茨城県 産業会館 研修室	産業医、産業看護職、 衛生管理者、人事労務 担当者、事業主等

県内の労働災害発生状況速報
(平成30年10月末現在)

業種別	平成30年	前年同期	
計	(17) 2,345	(15) 2,153	
製造業	(1) 675	(1) 610	
鉱業	(0) 4	(1) 5	
建設業	(9) 249	(7) 298	
内訳	土木	(5) 57	(4) 75
	建築	(2) 114	(3) 134
	その他	(2) 78	(0) 89
運輸交通業	(3) 299	(2) 301	
貨物取扱業	(1) 31	(1) 27	
農林業	(0) 36	(1) 38	
畜産水産業	(0) 85	(2) 87	
商業	(2) 304	(0) 269	
その他	(1) 662	(0) 518	

(注) ()内は、死亡者で内数

◎労働保険料の納付について◎
「12月は労働保険料滞納整理強化月間です」

労働保険とは労災保険と雇用保険との総称です。農林水産業の一部を除き、労働者(パート、アルバイト含む)を一人でも雇用していれば、業種、規模の如何を問わず労働保険の適用事業となります。

労働保険料は、労働者の業務上又は通勤上の負傷等に対する給付や、失業した労働者に対する失業給付の他、労働者の福祉の増進を図る事業の財源となっており、事業主は納付期限までに保険料を納付しなければなりません。

茨城労働局及び県内の労働基準監督署では、12月を「労働保険料滞納整理強化月間」として徴収職員による実地納付督励を集中的に行います。納付期限までに納付がお済みでない場合は、至急金融機関等にて納付してください。

なお、保険料の納付等にかかるお問合せは茨城労働局労働保険徴収室029(224)6213又は最寄りの労働基準監督署までお願いします。

平成30年死亡災害発生状況

10月発生分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災 害 の 概 要
			起 因 物	
10月 10～11時	大工 60歳代 40年	その他の 土木工事業	はさまれ・ 巻き込まれ	墓地内の基礎工事現場において、ダンプカーから碎石を移動させるため、ハンドガイド式運搬車(最大積載荷重650kg)を操作してバックさせたところ、フェンスと運搬車との間に腹部を挟まれ、死亡した。
			その他の 動力運搬機	

講習会のご案内 (30年12月中旬~31年1月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
12/18~19:20:21	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
1/15~16:17	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・土浦・常総協会
1/23~24:25	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
有機溶剤作業主任者		
12/18~19	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
1/24~25	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
1/24~25	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
1/28~29	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
鉛作業主任者		
1/9~10	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
ガス溶接		
12/14~15	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
12/15~16	平成館 (古河市)	古河協会
玉掛け		
1/10~11:13:20	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
1/17~18:20	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
1/24~25:26:27	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
フォークリフト運転(学科)		
1/11	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
1/11	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
1/12	平成館 (古河市)	古河協会
1/18	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
床上操作式クレーン運転		
1/24~25:28:29:30	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会
1/25~26:27	平成館 (古河市)	古河協会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
1/17~18	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・龍ヶ崎協会
1/21~22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会

特別教育・その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(自由研削)		
1/12	日立アプライアンス (日立市)	日立協会
1/25	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・龍ヶ崎協会
アーク溶接等の業務		
1/18~19	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
産業用ロボットの教示・検査等の業務		
1/24~25	茨城県トラック協会県西部地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
特定粉じん作業		
1/11	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
衛生管理者能力向上教育		
1/15~16	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
職長教育		
1/17~18	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
1/21~22	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
職長・安全衛生責任者教育		
1/19~20	平成館 (古河市)	古河協会
1/22~23	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
安全衛生推進者講習		
1/17~18	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
腰痛予防セミナー		
12/19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
衛生推進者講習		
12/17	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育		
1/31	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会

◎詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

- 連合会 ☎ 029-225-8881 FAX.029-227-4507
- 水戸 ☎ 029-233-6622 FAX.029-233-6626
- 日立 ☎ 0294-23-3431 FAX.0294-23-3461
- 土浦 ☎ 029-824-0324 FAX.029-824-0325
- 筑西 ☎ 0296-24-2796 FAX.0296-24-9303
- 古河 ☎ 0280-31-4176 FAX.0280-32-6116
- 太田 ☎ 0294-72-3489 FAX.0294-73-2716
- 常総 ☎ 0297-22-0949 FAX.0297-22-3537
- 龍ヶ崎 ☎ 0297-62-7923 FAX.0297-64-1498
- 鹿島 ☎ 0299-83-8440 FAX.0299-83-8478